

# 地方団体に対して交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令 概要

自治財政局財政課

## 1 改正理由

平成23年度から平成25年度までに実施した補助事業等に係る地方負担額、一般単独災害復旧事業費及び公営企業への一般会計繰出額について、9月分として交付する震災復興特別交付税の算定において過大過少算定を行うため、所要の改正を行う。

## 2 施行期日

公布の日（9月7日） ※9月交付決定は9月8日予定

### <参考>

- 平成27年度の震災復興特別交付税省令については、既に公布・施行されているところ。（平成27年4月10日総務省令第45号「地方団体に対して交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」）
- 今回は、会計検査院の指摘を踏まえ、上記1の理由から、所要の改正を行うもの。
- ※ 震災復興特別交付税省令は、毎年度において、当初予算の成立後速やかに、当該年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期等を定める省令として、新規に制定しており、補正予算の成立により新規算定項目を追加する必要がある場合には、3月算定時に省令改正を行ってきた。